

京 都 大 学 広 報 委 員 会 規 程 等 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p><b>京都大学広報委員会規程</b> (平成13年達示第17号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 広報担当の理事(以下「担当理事」という。)</p> <p>(2) 研究科の教授又は准教授 若干名</p> <p>(3) 研究所の教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) センターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(5) <u>渉外部長</u></p> <p>(6) <u>渉外部広報課長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>渉外部</u>広報課において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) }</p> <p>(4) }</p> <p>(5) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(6) <u>渉外・産官学連携部</u>広報課長</p> <p>(7) } (同 左)</p> <p>2～4 }</p> <p>第7条 委員会に関する庶務は、<u>渉外・産官学連携部</u>広報課において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号)</p> <p style="text-align: center;">この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p><b>京都大学人権委員会規程</b> (平成17年達示第147号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 法務・コンプライアンス担当の副学長(以下「担当副学長」という。)</p> <p>(2) 各研究科の教授又は准教授 1名</p> <p>(3) 研究所又はセンターの教授又は准教授 若干名</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 学生総合支援機構長</p> <p>(6) <u>総務部長</u></p> <p>(7) その他総長が必要と認める者 若干名</p>	<p>(構成)</p> <p>第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) }</p> <p>(2) }</p> <p>(3) } (同 左)</p> <p>(4) }</p> <p>(5) }</p> <p>(6) <u>コンプライアンス部長</u></p> <p>(7) (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>総務部総務課及び公正調査監査室</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>国立大学法人京都大学監事監査規程</b> (平成27年達示第41号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(<u>公正調査監査室</u>との連携)</p> <p>第14条 監事は、<u>公正調査監査室</u>と密接に連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における情報公開制度の実施に関する規程</b> (平成13年達示第7号)</p> <p>(前 略)</p> <p>(開示請求)</p> <p>第3条 法人文書の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>総務部法務室</u>に置く。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(雑則)</p> <p>第8条 委員会に関する事務は、<u>コンプライアンス部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(<u>コンプライアンス部</u>との連携)</p> <p>第14条 監事は、<u>コンプライアンス部</u>と密接に連携を保ち、内部監査の結果を活用するよう努めなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(開示請求)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 前項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における個人情報の保護に関する規程</b> (平成17年達示第1号)</p> <p>(前 略) (苦情の処理)</p> <p>第24条 職員等は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を<u>総務部法務室</u>に置く。</p> <p>3 (略) (中 略) (開示請求)</p> <p>第30条 法第76条の規定に基づき、保有個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、所定の開示請求書を開示窓口<sup>1</sup>に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部法務室</u>に置く。</p> <p>4 (略) (後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(苦情の処理)</p> <p>第24条 (同 左)</p> <p>2 総括保護管理者は、前項の目的を達成するために、個人情報の取扱いに関する苦情窓口を<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。</p> <p>3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">(開示請求)</p> <p>第30条 }           } (同 左) 2        }</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部法務室</u>に置く。</p> <p>4 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における個人番号及び特定個人情報の保護に関する規程</b> (平成27年達示第49号)</p> <p>(前 略) (開示請求)</p> <p>第24条 個人情報保護法第76条の規定に基づき、保有特定個人情報の開示を請求しようとする者(以下「開示請求者」という。)は、</p>	<p style="text-align: center;">(開示請求)</p> <p>第24条 (同 左)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>所定の開示請求書を開示窓口に提出して行わなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>総務部</u>法務室に置く。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるコンプライアンスに関する規程</b> (平成24年達示第65号)</p> <p>(前 略) (コンプライアンス推進本部)</p> <p>第7条 本学に、コンプライアンス推進本部(以下「本部」という。)を置く。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>8 本部に関する事務は、<u>総務部</u>法務室において行う。</p> <p>9 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>2 (同 左)</p> <p>3 第1項に定める開示窓口は、<u>コンプライアンス部</u>法務室に置く。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>(コンプライアンス推進本部)</p> <p>第7条 } (同 左)</p> <p>2～7 }</p> <p>8 本部に関する事務は、<u>コンプライアンス部</u>法務室において行う。</p> <p>9 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程</b> (平成17年達示第66号)</p> <p>(前 略) (相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口を</p>	<p>(相談等への対応)</p> <p>第7条 教職員及び学生等からのハラスメントに関する相談及び苦情の申出(以下「相談等」という。)に対応するため、全学の相談窓口を</p>

改 正 前	改 正 後
<p><u>公正調査監査室</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 前項の相談窓口相談員複数名を置く。</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>公正調査監査室</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まれなければならない。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学総長特別栄誉賞に関する規程</b> (令和3年達示第64号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事</p> <p>(2) 担当理事が指名する理事補</p> <p>(3) <u>渉外部長</u></p> <p>(4) 教育推進・学生支援部長</p> <p>(5) その他総長が指名する者</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 表彰に関する事務は、<u>渉外部渉外課</u>において処理する。</p> <p>(後 略)</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学寄附金取扱規程</b> (平成16年達示第99号)</p>	<p><u>コンプライアンス部</u>に、部局の相談窓口を各部局に置く。</p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 相談員は、全学の相談窓口にあつては<u>コンプライアンス部</u>の、部局の相談窓口にあつては当該部局の教職員のうちから、その長が指名する。この場合において、相談員には男女各1名以上が含まれなければならない。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) } (同 左)</p> <p>(2) }</p> <p>(3) <u>渉外・産官学連携部長</u></p> <p>(4) } (同 左)</p> <p>(5) }</p> <p>(事務)</p> <p>第9条 表彰に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において「寄附金」とは、次の各号に掲げる経費に充てることを目的として寄附される現金及び有価証券をいう。</p> <p>(1) 学術研究のための経費</p> <p>(2) 教育のための経費</p> <p>(3) その他本学の運営のための経費</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部及び国際・共通教育推進部をいう。</p> <p>(中 略)</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長（事務本部及び国際・共通教育推進部（以下「事務本部等」という。））にあつては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 部局の長は、寄附金の申込みがあつたときは、本学の教育研究上有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障がないと認められるものについて、受入れを決定するものとする。</p> <p>2 部局（事務本部等を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 }  (1) } (同 左)  (2) }  (3) }</p> <p>2 この規程において「部局」とは、各研究科、各附置研究所、附属図書館、医学部附属病院及び各センター等（国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第3章第7節及び第8節並びに第9節から第11節まで（第47条第1項に定める組織のうち図書館機構を除く。）に定める施設等をいう。）並びに事務本部をいう。</p> <p>(寄附金の申込み)</p> <p>第4条 寄附金の申込みをしようとする者は、所定の事項を記載した申込書を当該申込先の部局の長（事務本部にあつては、寄附の目的に応じ、所掌する理事又は副学長。以下同じ。）に提出するものとする。</p> <p>(受入れの決定)</p> <p>第5条 (同 左)</p> <p>2 部局（事務本部を除く。以下この項、第9条第2項及び第10条第2項において同じ。）の長は、前項の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該部局の教授会又はこれに代わる機関（以下「教授会等」という。）の議を経るものとする。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学基金規程</b> (平成23年達示第33号)</p> <p>(前略) (基金運営委員会)</p> <p>第7条 本学に基金(特定基金を除く。以下この条、第10条から第12条まで及び第15条において同じ。)の運営に係る次の各号に掲げる事項について、役員会の諮問に応じるため、基金運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>(1) 基金の事業計画に関する事項 (2) 基金の予算及び決算に関する事項 (3) 基金への寄附財産(現金を除く。)の組入れに関する事項 (4) その他基金の管理運営に関する重要事項</p> <p>2 委員会は次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事 (2) 財務担当の理事 (3) 研究科長 若干名 (4) 研究所長又はセンター長 若干名 (5) <u>渉外部長</u>及び財務部長 (6) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3・4 (略) (中略) (事務)</p> <p>第13条 基金に関する事務は、<u>渉外部渉外課</u>において処理する。</p> <p>(後略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(基金運営委員会)</p> <p>第7条</p> <p>(1) (2) (3) } (同左) (4) 2 (1) (2) (3) (4) } (5) <u>渉外・産官学連携部長</u>及び財務部長 (6) } (同左)</p> <p>3・4 } (事務)</p> <p>第13条 基金に関する事務は、<u>成長戦略本部</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>

改正前	改正後
<p style="text-align: center;"><b>京都大学における公正な研究活動の推進 等に関する規程</b> (平成27年達示第59号)</p> <p>(前 略) (受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談(通報までに至らない段階の相談をいう。)(以下「通報等」という。)に対応するため、<u>公正調査監査室</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">(受付窓口)</p> <p>第10条 本学における研究活動上の不正行為に関する通報及び通報に関する相談(通報までに至らない段階の相談をいう。)(以下「通報等」という。)に対応するため、<u>コンプライアンス部</u>及び各部局に受付窓口を置く。</p> <p>2・3 (同 左)</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学におけるライフサイエンス研究 等に係る倫理の保持、安全の確保等に関する規程</b> (平成27年達示第72号)</p> <p>(前 略)</p> <p>第12条 研究倫理・安全推進委員会の事務は、研究推進部において処理する。</p> <p>(後 略)</p>	<p>第12条 研究倫理・安全推進委員会の事務は、研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則(令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>
<p style="text-align: center;"><b>京都大学組換え DNA 実験等安全管理規程</b> (令和3年達示第16号)</p> <p>(前 略) (委員会)</p>	<p style="text-align: center;">(委員会)</p>

改 正 前	改 正 後
<p>第5条 本学に京都大学組換えDNA実験安全委員会（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>2～9 （略）</p> <p>10 委員会の事務は、研究推進部において処理する。</p> <p>11 （略） （後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における病原体等の管理に関する規程</b> （平成20年達示第78号）</p> <p>（前 略） （事務）</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、研究推進部において処理する。</p> <p>（後 略）</p> <p style="text-align: center;"><b>京都大学における家畜伝染病の発生の予防に関する規程</b> （平成25年達示第46号）</p> <p>（前 略） （事務）</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び研究推進部において処理する。</p> <p>（後 略）</p>	<p>第5条 }           }（同 左）</p> <p>2～9 }           }</p> <p>10 委員会の事務は、研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p>11 （同 左）</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年達示第30号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（事務）</p> <p>第23条 病原体等の管理に関する事務は、研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和6年達示第30号） この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p>（事務）</p> <p>第20条 監視伝染病病原体の管理に関する事務は、監視伝染病病原体を所持する部局及び研究推進部<u>研究規範マネジメント室</u>において処理する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">京都大学危機管理規程 (平成23年達示第64号)</p> <p>(前 略) (危機管理委員会)</p> <p>第6条 本学に危機管理に関する重要事項を審議するため、危機管理委員会(以下「委員会」という。)を置く。</p> <p>2 委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。</p> <p>(1) 担当理事等 (2) 理事又は副学長のうちから総長が指名する者 若干名 (3) 研究科長、研究所長及びセンター長 若干名 (4) 医学部附属病院長 (5) 環境安全保健機構長及び情報環境機構長 (6) <u>総務部長</u> (7) その他総長が必要と認める者 若干名</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(危機管理委員会)</p> <p>第6条 } 2 } (1) } (同 左) (2) } (3) } (4) } (5) } (6) <u>コンプライアンス部長</u> (7) } (同 左) 3・4 }</p> <p style="text-align: center;">附 則 (令和6年達示第30号) この規程は、令和6年4月1日から施行する。</p>